

## 第 6 回 美幌町選挙管理委員会会議結果（要旨）

- 1 開催日時 平成 30 年 12 月 3 日（月）午後 5 時 00 分～午後 5 時 35 分
- 2 開催場所 美幌町役場
- 3 出席委員 松本 光伸、早田 眞二、関 美恵子、横山 直樹
- 4 議事内容 次のとおり

| 議案番号              | 件 名 及 び 要 旨                                                                                                  | 顛末 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 議案第 20 号<br>(非公開) | 選挙人名簿の登録について                                                                                                 | 決定 |
|                   | 新有権者 男性 22 人、女性 20 人、合計 42 人<br>転入者 男性 55 人、女性 27 人、合計 82 人                                                  |    |
| 議案第 21 号<br>(非公開) | 登録の抹消について                                                                                                    | 決定 |
|                   | 死亡された方 男性 27 人、女性 30 人、計 57 人<br>転出者 男性 56 人、女性 52 人、計 108 人<br>※名簿に登録された者 男性 8,155 人、女性 8,818 人、総数 16,973 人 |    |
| 議案第 22 号<br>(非公開) | 在外選挙人名簿への登録について                                                                                              | 決定 |
|                   | 今回の登録者 女性 1 人                                                                                                |    |
| 議案第 23 号<br>(非公開) | 在外選挙人名簿登録の抹消について                                                                                             | 決定 |
|                   | 今回の抹消者 男性 1 人<br>在外選挙人名簿登録者数 男性 9 人、女性 10 人、総数 19 人                                                          |    |
| 議案第 24 号          | 個人演説会等の施設の指定について                                                                                             | 決定 |
|                   | 公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づく、公営施設使用の個人演説会場として、町民会館小ホール A 及び B、中ホール A 及び B をそれぞれ指定した。                        |    |
| 議案第 25 号          | 美幌町選挙事務取扱規程の一部改正について                                                                                         | 選定 |
|                   | 投票所入場券を世帯への送付から個人毎への送付に変更することに伴い規程第 25 条に定める投票所入場券（様式第 28 号）の様式の変更をした。                                       |    |

- ※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合  
 (2) 美幌町情報公開条例第 10 条各号に定める非公開情報に該当した場合  
 (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合  
**【美幌町選挙管理委員会規程第 13 条】**